

平成30年度 事業報告書

平成30年度（以下「本年度」という。）においては、当協会の主要な事業の一つである商事仲裁及び商事調停について、付託された案件を迅速・的確かつ効率的に処理するとともに、各制度の普及促進に向けた啓発活動及び情報発信等を関係諸機関とも連携協力して積極的に推進した。仲裁事件の申立件数は、9件（対前年度比8件減）となった。

また、もう一つの主要事業であるカルネの発給・保証事業を実施することにより、国際的な商業活動及び文化活動の発展に寄与した。カルネ事業の発給件数は、8,376件（対前年度比▲1.8%減）で9年ぶりに前年度実績を下回った。

本年度に実施した主な事業は、下記のとおりである。

I. 仲裁、調停及び斡旋事件の処理

1. 仲裁事件の申立て等

仲裁の申立件数は、前年度比8件減の9件であった（表1）。

他方、当協会の仲裁収入となる管理料金の合計額は、前年度比約1.3倍の6,725万円となった（表1）。この理由は、9件の申立てのうち1件について、大型の多数当事者仲裁事件であり（請求金額合計が1000億円超）、申立人らのそれぞれの請求金額に基づく管理料金の合計額が仲裁収入として計上されたこと等による（表2）。

処理状況は、前年度からの継続事件が25件で、合計34件の仲裁事件を取り扱った。そのうち14件について仲裁判断がなされ、6件は取下げにより終了した。この結果、令和元年度への継続事件は、14件となった。

内訳等は、表1から表4のとおりである。

表1 仲裁申立件数及び収入

年 度	件 数	収入（万円）
平成30年度	9	6,725

（参考）過去5年間の同期間の件数及び収入

平成29年度	17	5,052
平成28年度	16	2,984
平成27年度	21	9,432
平成26年度	14	4,116
平成25年度	26	5,907

表2 請求金額ごとの申立件数及び請求金額の最高額

請求金額及び 請求の経済的価値	件数	(参考) 過去5年間の件数				
	平成 30年度	平成 29年度	平成 28年度	平成 27年度	平成 26年度	平成 25年度
1000万円以下	1	2	1	1	0	3
1000万円超 5000万円以下	1	4	4	2	0	4
5000万円超 1億円以下	1	3	1	2	0	1
1億円超 10億円以下	3	5	3	10	6	14
10億円超 50億円以下	0	0	1	2	2	3
50億円超 100億円以下	1	0	1	0	0	0
100億円超 200億円以下	0	0	0	2	0	0
200億円超	1	1	0	1	1	0
経済的価値の算定が できない、または極 めて困難である請求	1	2	5	1	5	1
件数合計	9	17	16	21	14	26
請求金額の最高額	約1,000 億円	約7,700 億円	約50 億円	約260 億円	約200 億円	約30 億円

表3 当事者の国籍（取扱い34件の内訳）

申立人		被申立人	
所在国 / 地域	人数	所在国 / 地域	人数
日本	24	日本	21
タイ	3	中国	4
台湾	2	タイ	3
米国	2	台湾	2
英国	1	米国	2

申立人		被申立人	
所在国 / 地域	人数	所在国 / 地域	人数
サウジアラビア	1	サウジアラビア	1
クウェート	1	クウェート	1
英領ヴァージン諸島	1	ミャンマー	1
マレーシア	1	マレーシア	1
アラブ首長国連邦	1	ラオス	1
		アラブ首長国連邦	1
		ヨルダン	1

表4 契約類型（取扱い34件の内訳）

契約類型	件数
物品売買	11
継続的売買	11
ライセンス	11
建設請負	2
合併	2
業務委託	1
フランチャイズ	1
その他	3

2. 調停事件の申立て等

本年度は商事調停規則に基づく調停事件の申立てはなかった。前年度より係属していた調停事件（1件）は、一方の当事者が調停人に対し調停手続の終了を要請し、調停人は他方当事者と再度調整を行ったが、和解に至らないと判断して手続を終了した。

国際商事調停規則に基づく調停事件の申立件数は1件であり、令和元年度への継続事件となった。

調停収入となる調停料金は、大型案件があったことにより対前年度比約3.8倍の2,507万円となった。

3. 斡 旋

本年度に受理した事件はなかった。

II. 協会の仲裁・調停制度の改革に向けた新たな試み

仲裁制度の利用者である企業の視点に立ち、手続の透明性を確保・強化しつつ、当協会の仲裁制度を企業にとって真に利用しやすいものとし、これを国内外へプロモートすることを強化するため、以下の新たな取組みを行った。

1. 商事仲裁規則等の改正制定及び施行（詳細は報告事項3資料を参照）

「商事仲裁規則」及び「UNCITRAL 仲裁規則による仲裁の管理および手続に関する規則」を改正するとともに、新規則である「インタラクティブ仲裁規則」を下記の経緯を経て制定し、平成31年1月1日より3つの仲裁規則を施行した。

- ① 「JCAA 規則改正・制定等検討委員会」を平成30年9月に設置し、計5回の会合を開催して、規則案の検討を集中的に行った。
- ② 利用者のニーズに的確に対応した仲裁制度とすべく、8月から10月までの間に、弁護士や学者等の仲裁専門家計8名から個別に意見聴取をしたほか、企業の法務担当者や契約管理担当者、弁護士や学者等の仲裁専門家との意見交換会を計6回開催した（計60名）。
- ③ ①②を踏まえて作成した各仲裁規則案について、11月16日から約2週間の期間においてパブリック・コメントを募集した。
- ④ 3つの新仲裁規則の最終案が、12月の理事会において承認された。

2. 仲裁人候補者データベースの作成

当事者からの要請に応じ、事案ごとに原則として相応しいと考える仲裁人候補者名簿を提供できるよう、仲裁人候補者データベースを作成した。なお、これに伴い、当協会が従前常備していた仲裁人名簿を廃止した。

3. 仲裁人・調停人経験者リストの公開

当協会のもとで行われている仲裁及び調停事件の透明性を高めることにより、仲裁及び調停の利用者の信頼を向上させ、また、実際に紛争が発生した場合の当事者及びその代理人による仲裁人及び調停人の選任の便宜を図ることを目的として、1998年以来（過去20年）に当協会の仲裁及び調停事件において仲裁人及び調停人に就任した経験を持つ者のリストを、平成30年8月28日より当協会のウェブサイトで公表した。

4. 「役職員の仲裁・調停事件への関与に関する方針」の策定（平成30年7月施行、平成31年2月一部改正）。

当協会の中立性・公正性を堅持し、当協会が管理する仲裁・調停事件に対する信頼を一層確保することを目的として、役職員の仲裁・調停事件への関与について遵守すべき措置を定めた。具体的には、協会役職員と当事者等の仲裁・調停事件関係者との間に利益相反の疑いがある場合において、当該協会役職員は手続管理に関与しないことを明確にした。

5. 手続諮問委員会規則の改正

平成31年1月1日より、3つの仲裁規則が施行されたことに伴い、仲裁及び調停手続上、協会が特に慎重な判断を要すると考える事項について外部の専門家から意見を聴取するため、協会内部に設置している手続諮問委員会の規則を改正し、同日施行するとともに、同規則及びその英文翻訳並びに委員名簿を当協会のウェブサイトで公表した。

Ⅲ. 国際仲裁の活性化に向けた各関係府省庁の連絡会議及び検討会への出席

1. 国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議にオブザーバーとして参加

我が国における国際仲裁の活性化に向けて必用な基盤整備を図るべく、関係行政機関等の連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を検討・推進するため、前年度に続き、「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」が開催され、当協会はオブザーバーとしてこの会議に出席した。

- 第2回国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議（平成30年4月25日）
関係府省構成員：内閣府、法務省、外務省、スポーツ庁、経済産業省、国土交通省

2. 外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会への参画

「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」において取りまとめられた「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」等を受け、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士でない外国弁護士の国際仲裁事件の手続の代理、とりわけ、外弁法上の「国際仲裁事件」の範囲等について検討するため、法務省及び日本弁護士連合会が主催した「外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会」が開催され、当協会の道垣内正人特定業務執行理事（仲裁・調停担当）が委員としてこの会議に参画した。

- 第1回会合（平成30年8月31日）
- 第2回会合（平成30年9月11日）
- 第3回会合（平成30年9月25日）

Ⅳ. 仲裁・調停及び紛争予防等に関する普及啓発事業

1. 中堅・中小企業への仲裁制度の普及啓発の強化

（1）仲裁制度の普及啓発のための政策支援機関との協力

海外展開に関心があり、又は展開中の中堅・中小企業に対し、よりピンポイントで仲裁の普及啓発を行うため、政策実施機関に協力要請を行ってきたが、本年度も引き

続き政策実施機関（日本貿易振興機構（ジェトロ）、日本政策金融公庫）に協力要請を行った。その結果、ジェトロが主催する海外進出セミナーに講師を派遣した。

- 「貿易実務講座」－応用編－
ケーススタディで学ぶ実務のリスクとポイント（平成30年9月13日）
 - ・主催：ジェトロ福島
 - ・当協会以外の講師派遣政策支援機関：株式会社アースリンク
- 「日 EU・EPA 活用とグローバル・リスク・マネージメント・セミナー」
（平成31年1月24日）
 - ・主催：ジェトロ鳥取

（2）海外展開支援協議会との協力

前年度、中堅・中小企業への仲裁の普及啓発のさらなる機会を得るため、また、中堅・中小企業の海外展開を支援する官民の担当者に対する仲裁制度の一層の周知を図るために、官民が連携して設立した各種協議会（中堅・中小企業の海外進出を支援すること及び関係機関の支援策を周知活用させることを目的）に海外進出支援機関として参画した。その結果、協議会が主催する会合に講師を派遣して仲裁制度の説明を行った。

- 新輸出大国コンソーシアム事業専門家（パートナー）研修
東京（平成30年10月5日）
大阪（平成30年10月10日）
 - ・主催：ジェトロ

2. 地方の弁護士への仲裁制度の普及啓発

東京・大阪のみならず幅広い地域に存在する仲裁の潜在的な利用者に対して、仲裁制度の普及啓発を行うとともに、こうした地域における仲裁へのニーズを的確に把握することを目的として、札幌弁護士会（平成30年9月4日）及び岡山弁護士会（平成30年9月6日）主催の勉強会において講師を派遣し、仲裁制度の説明を行った。

3. 国内外の大学生・大学院生への仲裁制度の説明

国内外の大学から訪問を受け、または、依頼を受けて講師を派遣し、当協会の仲裁制度の説明を行った。

- エラスムス大学（オランダ）（平成30年4月17日）
- 早稲田大学院法学研究科 LLM コース（平成30年7月19日）
- 早稲田大学法学部 須網隆夫ゼミ（平成30年10月25日）

4. 国際会議への参加

東京で開催された、IBA (International Bar Association) の Asia Pacific Regional Forum が主催する総会に、当協会の道垣内正人特定業務執行理事（仲裁・調停担当）がパネリストとして参加し、当協会の仲裁制度の説明を行った。（平成31年2月27日）

5. 商事仲裁・商事調停の普及啓発

当協会単独又は他機関との共催により、商事仲裁や商事調停に関する実務上の最新情報を広く提供することを目的とし、講演会・シンポジウム形式による各種セミナーを開催した。セミナーの詳細は、参考資料1（p16）のとおり。

6. 商事仲裁・商事調停に関する他機関主催の説明会等への講師派遣

関係機関、業界団体等に対し、仲裁・調停制度の普及啓発に向け、説明の機会を求めるとともに、説明会等への講師派遣の要請に積極的に応じた。講師派遣先の詳細は、参考資料2（p17）のとおり。

7. 各種相談事業の実施

国際取引契約や商事仲裁等に関する相談・問い合わせの合計件数は、東京本部及び大阪、神戸の各事務所で149件であった。

渉外弁護士による国際商取引等に関する専門的な法律相談を、東京本部、大阪事務所及び名古屋事務所において毎月開催し、その相談件数は、合計44件であった。東京本部及び大阪事務所において開催している中国専門法律相談の合計件数は、21件であった。一方、東京本部及び大阪事務所への商事調停に関する相談・問い合わせの合計件数は、3件であった。また、インド専門法律相談を東京本部において開催し、2件の相談を受けた。

8. 国際取引に関する講習会等の開催

英文契約書の作成や国際取引紛争の予防を主なテーマにした講習会を、東京本部（開催数5回、延べ受講者数116名）、大阪事務所（同4回、同78名）、名古屋事務所（同3回、同217名）、神戸事務所（同1回、同34名）の各事務所単位で開催した（開催数合計：13回、延べ受講者数：445名参加）。開催状況の詳細は、参考資料3（p18）のとおり。

9. 専門誌による情報発信

（1）専門誌「JCA ジャーナル」による情報発信

仲裁や調停等のADRや国際商取引の法務・実務に関する有益な情報提供を目的として、専門誌「JCA ジャーナル」を毎月発行し、会員を中心に配布した。本年度も引き続き、仲裁を含む国際紛争解決に関する記事の充実化を図り、企業が国際紛争の場面で現実に直面している、あるいは、今後直面しうる課題と対策について情報提供を行った。特徴的な記事は、以下のとおり。

- 「日本企業の法務機能の強化に向けて」と題する特集を組み、経産省が平成30年1月に立ち上げた「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会」の報告書の内容を担当者（北村敦司経済産業省経済産業政策局競争環境整備室室長）が解説する記事を掲載するほか、同研究会の座長を務

め、日本における General Counsel の第一人者とも言える名取勝也弁護士が、法務部門のみならず、経営者が意識、判断、行動等をどう変革していくことが企業法務機能の強化にとって効果的かを提案する記事を掲載した。さらに、中国において、1997年以降、中国版の General Counsel とも言える「企業総法律顧問制度」が国家主導でどのように発展してきたかについて、総法律顧問と日本企業の法務部長の地位・役割とを比較しながら論ずる記事も掲載した。

- 「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（通称「TPP 11」）」について、通商、知的財産及び紛争解決分野の専門家による座談会を2号に亘って掲載し、TPP 11の評価及び米国の通商政策が自由貿易体制に与えるインパクトについて論じた。
- 「コンプライアンス」と「国際仲裁」が交錯する局面として、贈収賄を題材に、適切なコンプライアンス・プログラムの策定とその実施が、国際仲裁の局面で企業にどのような影響を与えるかを論ずるとともに、贈収賄が争点になった際の仲裁人の役割・義務について問い直す先進的な記事を掲載した。また、「ビジネスと人権」問題に関する仲裁の利用可能性という最新の論点についても掲載した。

(2) ホームページによる情報発信

ホームページ (<http://www.jcaa.or.jp>) を通じ、本協会の活動等の最新情報を会員はじめ広く一般に提供した。

10. 国内 ADR 推進事業の実施

(1) 普及・啓発の実施

ADR法に基づく認証紛争解決事業者として、商工業者に対し商事取引に伴う紛争の未然防止やADRを含む紛争解決制度の概要等を広く周知するため、PRパンフレットを大都市商工会議所、日本貿易振興機構、その他関係機関等に配布し、普及・啓発活動を行った。

(2) ADR関係機関との連携・協力の実施

公益社団法人日本仲裁人協会、一般財団法人日本ADR協会の諸事業への参加、協力などを行った。

11. 調査研究等

(1) 図書、文献等の収集

国内外の商事仲裁、商事調停及び国際取引に関する図書・文献・資料等を収集し、会員等の閲覧に供するなど有効活用を図った。

(2) 国際取引研究会の開催

当協会会員をメンバーとする「国際取引研究会」を名古屋事務所において開催し、海外贈収賄の防止等をテーマに、会員相互による調査・研究を行った。

V. カルネ事業

1. 全カルネ発給実績

カルネについては、平成28年度に収入が微減（▲0.8%）となった以外は、平成21年度をボトムとして、平成29年度までの間、着実に増加していた（表6）。

本年度に入ってから月々の増減はあるものの、発給状況は概ね堅調に推移し、平昌オリンピック・パラリンピックがあり好調だった前年度と比べて件数は▲1.8%減少となったが、収入は1.8%増加し、過去10年間で最高となった（表5、表6）。

表5 平成30年度の全カルネ発給実績

	発 給 件 数					収 入	
	商品見本	職業用具	展示品	計	対前年比(%)	金額(万円)	対前年比(%)
4月	122	310	159	591	96.1	1,836	100.3
5月	132	461	194	787	134.8	2,538	141.2
6月	143	437	231	811	100.1	2,459	103.7
7月	97	332	148	577	99.8	2,062	114.0
8月	97	287	228	612	84.9	2,052	92.3
9月	121	374	259	754	89.5	2,368	95.5
10月	99	439	231	769	117.8	2,407	124.8
11月	88	405	136	629	103.1	1,949	105.5
12月	153	328	116	597	87.0	1,837	83.6
1月	127	467	162	756	78.5	2,284	77.5
2月	159	405	240	804	106.6	2,367	107.0
3月	120	326	243	689	96.4	2,308	97.5
計	1,458	4,571	2,347	8,376	98.2	26,467	101.8

表6 (参考) 過去10年間の全カルネ発給実績

	発 給 件 数		収 入	
	(件)	対前年比(%)	金額(万円)	対前年比(%)
平成21年度(2009年度)	6,566	79.6	19,334	77.7
平成22年度(2010年度)	7,363	112.1	21,637	111.9
平成23年度(2011年度)	7,441	101.1	21,670	100.2
平成24年度(2012年度)	7,566	101.7	22,428	103.5
平成25年度(2013年度)	7,883	104.2	23,435	104.5
平成26年度(2014年度)	7,968	101.1	23,824	101.7
平成27年度(2015年度)	8,236	103.4	24,846	104.3
平成28年度(2016年度)	8,364	101.6	24,635	99.2
平成29年度(2017年度)	8,531	102.0	26,012	105.6
平成30年度(2018年度)	8,376	98.2	26,467	101.8

2. A T Aカルネ

(1) A T Aカルネ発給実績

全カルネのうち95%を占めるA T A条約に基づくカルネの発給は、平昌オリンピック・パラリンピックがあり好調だった前年度と比べると、件数は▲1.2%減少したが、収入は2.1%増加し、過去10年間で最高となった(表7、表8)。

表7 平成30年度のA T Aカルネ発給実績

	発 給 件 数					収 入	
	商品見本	職業用具	展示品	計	対前年比(%)	金額(万円)	対前年比(%)
4月	117	299	155	571	97.6	1,771	101.9
5月	125	442	185	752	132.4	2,405	137.0
6月	139	426	223	788	101.5	2,404	106.5
7月	86	314	142	542	99.1	1,977	115.0
8月	90	275	212	577	86.1	1,933	93.8
9月	117	359	251	727	89.2	2,273	94.4
10月	93	411	222	726	117.3	2,283	123.4
11月	84	384	129	597	104.4	1,801	104.1
12月	149	314	111	574	87.6	1,764	84.4
1月	122	458	156	736	78.9	2,202	76.8
2月	154	387	235	776	109.4	2,284	109.4
3月	113	312	237	662	97.5	2,238	99.2
計	1,389	4,381	2,258	8,028	98.8	25,335	102.1

表8 (参考) 過去10年間のA T Aカルネ発給実績

	発 給 件 数		収 入	
	(件)	対前年比(%)	金額(万円)	対前年比(%)
平成21年度(2009年度)	6,222	79.3	18,274	77.3
平成22年度(2010年度)	7,017	112.8	20,630	112.9
平成23年度(2011年度)	7,113	101.4	20,728	100.5
平成24年度(2012年度)	7,231	101.7	21,478	103.6
平成25年度(2013年度)	7,523	104.0	22,344	104.0
平成26年度(2014年度)	7,596	101.0	22,597	101.1
平成27年度(2015年度)	7,852	103.4	23,665	104.7
平成28年度(2016年度)	7,971	101.5	23,492	99.3
平成29年度(2017年度)	8,128	102.0	24,821	105.7
平成30年度(2018年度)	8,028	98.8	25,335	102.1

(2) 再輸出不履行に係るATAカルネに関する輸入税等の支払い実績

- ①当協会発給カルネについて、外国税関（外国保証団体経由）に支払った事案
58件／1,504万円
- ②外国発給カルネについて、本邦税関に支払った事案
90件／2,842万円

(3) ATAカルネの発給・使用国

平成30年8月にカタールが加わり、ATAカルネを発給・使用できる国は78国／地域に拡大した。

3. SCCカルネ（台湾向けカルネ）

(1) SCCカルネ発給実績

SCC協定に基づくカルネの発給は、発給件数が少ないために、月別の前年度比は件数、収入とも変動が大きいですが、均して見ると、本年度は、前年度より件数は▲13.6%、収入は▲5.0%の減少となった（表9）。

表9 平成30年度のSCCカルネ発給実績

	発 給 件 数					収 入	
	商品見本	職業用具	展示品	計	対前年比(%)	金額(万円)	対前年比(%)
4月	5	11	4	20	66.7	65	69.6
5月	7	19	9	35	218.8	133	314.4
6月	4	11	8	23	67.6	55	48.2
7月	11	18	6	35	112.9	85	95.7
8月	7	12	16	35	68.6	119	73.3
9月	4	15	8	27	100.0	95	129.5
10月	6	28	9	43	126.5	123	158.8
11月	4	21	7	32	84.2	149	126.7
12月	4	14	5	23	74.2	72	68.3
1月	5	9	6	20	66.7	82	102.9
2月	5	18	5	28	62.2	84	67.5
3月	7	14	6	27	75.0	70	62.7
計	69	190	89	348	86.4	1,132	95.0

(2) 再輸出不履行に係るSCCカルネに関する輸入税の支払い実績

- 当協会発給カルネについて、台湾税関（台湾保証団体経由）に支払った事案
5件／10万円

4. カルネ制度の普及・広報活動

- (1) 日本商工会議所発行「会議所ニュース」及び月刊誌「石垣」に継続してカルネのPR広告を掲載した。

(2) 大阪商工会議所発行「大商ニュース」にカルネのPR広告を掲載した(平成30年6月、平成31年2月)。

(3) 東京税関(大井出張所)の依頼を受けて、税関職員及び通関業者向けに、カルネに関する講習会を実施した(平成30年10月)。

5. カルネの電子申請(詳細は報告事項2資料を参照)

申請者の利便性の向上及び当協会の業務効率化を図るため、現在の書類による発給申請を電子申請に移行することを検討していたが、内容がまとまったため、提案依頼書をシステム開発業者6社に送付し(平成31年1月)、相見積もりを実施した。

その結果、提案内容が最も優れ、見積金額も妥当であったシステム開発業者を選定した(平成31年3月)。

VI. 協会の事業運営の基本的事項

1. 個人情報保護及びマイナンバー管理

昨年度における個人情報の保有・管理状況等及びマイナンバー禁止行為の遵守状況等を各部署から平成30年4月に報告させ、また、30年8月及び31年2月にはマイナンバー管理担当者からマイナンバー取得・管理状況等を報告させ、個人情報及びマイナンバーともに適切に取得・管理等が行われていることを確認した。

2. 事業継続計画(BCP)

大規模災害発生時の事業継続の確保のため、東京本部が機能喪失したとの想定の下に、平成31年2月から3月にかけて模擬訓練を実施した。

カルネ部門については、大阪事務所による東京本部の発給機能の代替と、東京本部機能復旧後の大阪事務所代替分に係る各種データの東京本部への引継訓練を実施し、マニュアルどおりに出来ることを確認した。

また、仲裁部門やセミナー担当部門等については、部署ごとに自宅PCからクラウドに保管している情報へのアクセス及び業務関係先へのメール連絡の訓練を行い、問題なく出来ることを確認した。

3. 防災計画

当協会の防災計画に基づき、平成31年2月の休日に大規模地震が発生した想定で、安否状況(役職員及び家族の怪我等の有無・状況、家屋の損壊等の有無・状況)の確認訓練を実施した。この安否訓練は、事業継続計画で規定している緊急時の協会運営の意思決定に係る権限委任の確定上必須事項であるが、訓練当日は、手順どおりに実施でき、連絡体制・手段の確認等ができた。

4. 経理業務の東京本部への集中化

協会全体の業務効率の向上を図るため、平成30年8月から、大阪事務所の経理業務を東京本部に移管し、協会の経理業務を一括集中して東京本部経理部で処理することとした。

Ⅶ. 公益目的支出計画

「公益目的支出計画」は、当協会が公益法人から一般社団法人に移行した平成21年度から10年間（当初は5年間。平成25年度に10年間に変更）で、移行時の純資産額を基礎として算定した公益目的財産額約3億7,700万円を公益目的のための事業（仲裁・調停事業等）に限って支出する計画である。当協会の公益目的事業部門は、年平均約4,200万円の赤字を計上し、9年間で公益目的財産額を全て費消したので、想定より1年早い平成29年度で計画実施を完了した。

このため、平成30年6月8日に「公益目的支出計画実施完了確認請求書」を内閣府に提出し、同年8月9日付で「公益目的支出計画の実施完了の確認書」を受領した。

これにより、一般社団法人移行に関する手続きは、全て完了した。

Ⅷ. 会議の開催

1. 理事会

(1) 第34回理事会：平成30年4月2日開催（書面表決）

【決議事項】 第10回定時社員総会の招集（開催）の件

(2) 第35回理事会：平成30年6月7日開催（場所：KKRホテル東京）

【決議事項】

第1号議案 平成29年度事業報告及び決算について（案）

第2号議案 平成29年度公益目的支出計画実施報告書について（案）

第3号議案 新入会員の承認について（案）

(3) 第36回理事会：平成30年6月7日開催（場所：KKRホテル東京）

【決議事項】

第1号議案 理事長（代表理事）、常務理事（業務執行理事）及び特定業務執行理事（業務執行理事）の選任について（案）

第2号議案 定款第22条第3項に基づく業務の分担執行について（案）

第3号議案 役員報酬規程及び役員退職慰労金支給規程の一部改正について（案）

第4号議案 最高顧問、特別顧問、顧問、参与の推薦について（案）

(4) 第37回理事会：平成30年12月6日開催（場所：KKRホテル東京）

【報告事項】

報告事項1 平成30年度上期（4月～11月）の業務報告について

報告事項2 カルネの電子申請について

【決議事項】

- 第1号議案 新入会員の承認について
- 第2号議案 役員退職慰労金支給規程の一部改正について
- 第3号議案 商事仲裁規則等の一部改正及び新たな仲裁制度に関する規則の制定並びに関連規程の一部改正及び制定について

2. 総 会

第10回定時社員総会：平成30年6月7日開催（場所：KKRホテル東京）

【報告事項】

- 報告事項1 平成29年度事業報告について
- 報告事項2 平成29年度公益目的支出計画実施報告書について

【決議事項】

- 第1号議案 平成29年度決算について（案）
- 第2号議案 理事・監事の任期満了に伴う改選について（案）
- 第3号議案 定款の変更について（案）

IX. 会員等状況

1. 会 員

平成31年3月末現在の正会員数は、541社（平成30年度入会：5社、同年度退会：28社、前年度比：23社減）であり、賛助会員数は39名（平成30年度入会：9名、同年度退会：1名、前年度比：8名増）であった。

2. 役員等

役員等の就任状況は、代表理事・理事長1名、業務執行理事・常務理事1名、特定業務執行理事（仲裁・調停担当）1名、理事24名、監事2名、最高顧問1名、特別顧問6名、顧問4名、参与4名であった。

X. 附属明細書

- ・該当事項なし

XI. 参考資料 1 国際商事仲裁・調停関連のセミナーについて

1) 「JCAA の 3 つの新規則と仲裁条項のドラフティング」

(平成 31 年 1 月 24 日)

内容：平成 31 年 1 月 1 日より施行した 3 つの新規則：「UNCTRAL 仲裁管理規則」、「商事仲裁規則」、「インタラクティブ仲裁規則」を概説するとともに、それを前提とした国際契約で規定する仲裁条項のドラフティング上の注意点を分かり易く解説した。

講師：道垣内正人（当協会特定業務執行理事（仲裁・調停担当））

参加者：企業関係者、法曹関係者等 50 名

2) 「仲裁人研修会（実践基礎講座）」（平成 30 年 11 月 19 日）

後援：日本弁護士連合会、大阪弁護士会、公益社団法人日本仲裁人協会関西支部

講師：日下部真治氏（弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー、日本商事仲裁協会手続諮問委員会委員、元最高裁判所司法研修所民事弁護教官）

道垣内正人（当協会仲裁・調停担当業務執行理事）

参加者：弁護士等、26 名

内容：当協会の商事仲裁規則に基づく仲裁を題材として、仲裁人への依頼を受けてから、仲裁判断書の作成までの典型的な仲裁手続の流れに沿って、実際に国際仲裁手続で使用されている模範的な手続指示書等のサンプル文書を提示しつつ、当事者や代理人からは見えづらい手続指揮のポイント、仲裁人が手続を進めるに当たっての留意点、仲裁判断書を作成する上での留意点は何処にあるかなどを、講師自らの経験を共有しながら解説した。併せて、平成 31 年 1 月以降に施行される当協会の新しい仲裁制度に関する説明を行った。

参考資料 2 商事仲裁・商事調停に関する他機関主催の説明会等への講師派遣について

[() 内は主催団体]

- 1) 「JCAA 仲裁規則改正案、制定案」の説明会
(平成 30 年 1 月 4 日) (一般社団法人日本経済団体連合会)
- 2) 平成 31 年 1 月 1 日施行の JCAA の 3 つの仲裁規則の徹底分析
(平成 31 年 1 月 25 日) (長島・大野・常松法律事務所)
- 3) 日本商事仲裁協会による 3 つの仲裁規則に関する説明会
(平成 31 年 1 月 29 日) (公益社団法人日本仲裁人協会)
- 4) JCAA の 3 つの新仲裁規則
(平成 31 年 2 月 12 日) (日本組織内弁護士協会 国際仲裁研究会)
- 5) JCAA の 3 つの仲裁規則の説明会
(平成 31 年 3 月 18 日) (TMI 総合法律事務所)

参考資料3 講習会等の事務所別開催状況について

- 東京 ○「英文契約書実務入門－明日から実践できる「考え方」を学ぶ－」
（平成30年6月4日、参加者：44名）
講師：仲谷栄一郎氏（弁護士）
- 「海外販売店（代理店）契約書の作成・読解のチェックポイント－契約の終了をめぐる諸問題など－」
（平成30年7月23日、参加者：25名）
講師：仲谷栄一郎氏（弁護士）
- 「海外企業との共同研究・開発を巡る諸問題と契約によるリスクマネジメント」
（平成30年10月26日、参加者：24名）
講師：仲谷栄一郎氏（弁護士）
- 「自己責任時代の貿易トラブル予防の勘所」
（平成31年2月18日、参加者：9名）
講師：川田康博氏（貿易アドバイザー）、高橋晋人氏（コファス信用保険株式会社）
- 「米中貿易摩擦がもたらす対中貿易・投資の法的リスクとその管理のための最新実務」（平成31年3月8日、参加者：14名）
講師：劉新宇氏（中国弁護士）
- 大阪 ○「英文契約によるリスクマネジメント入門－交渉準備から契約書の作成、契約後のマネジメントまで－」（平成30年7月11日、参加者：33名）
講師：児玉実史氏（弁護士）
- 「国際販売店契約の基本実務－英文販売店契約に必須の知識と主要条項のキーポイント－」（平成30年9月11日、参加者：21名）
講師：児玉実史氏（弁護士）
- 「海外合弁事業を成功へ導く法務リスクマネジメント【入門編】－海外合弁事業を始めるにあたっての心構えと英文契約作成上のポイント－」（平成30年12月18日、参加者：14名）
講師：小林和弘氏（弁護士）
- 「海外合弁事業を成功へ導く法務リスクマネジメント【実践編】－海外合弁事業を始めるにあたっての心構えと英文契約作成上のポイント－」（平成31年1月31日、参加者：10名）
講師：小林和弘氏（弁護士）
- 名古屋 ○「輸出入実務セミナー」（平成30年5月17日～18日、参加者：119名）
講師：高橋靖治氏（日本貿易振興機構認定アドバイザー）
（公益財団法人興和生命科学振興財団、名古屋商工会議所との共催）
- 「貿易実務セミナー－国際取引契約」（平成30年12月4日、参加者：40名）
講師：鮎澤多俊氏（弁護士）
（公益財団法人興和生命科学振興財団、名古屋商工会議所との共催）

○「外国為替実務」(平成30年12月5日、参加者：58名)

講師：濱田勝氏(株式会社三菱東京UFJ銀行名古屋営業本部 名古屋外為業務室 課長)

岡崎亜佑美氏(同室外為アドバイザー)

唐木沢潤氏(同本部決裁ビジネス業務部 中部室長)

(公益財団法人興和生命科学振興財団、名古屋商工会議所との共催)

神戸 ○「中小企業の国際取引のトラブル・紛争解決入門」セミナー

(平成30年6月13日、参加者：34名)

講師：大貫雅晴氏(ジービック大貫研究所代表)